

第 2 号（平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成28年12月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成28年12月16日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成28年12月16日午前10時00分 議長 丸山久志

閉会 平成28年12月16日午後 0時18分 議長 丸山久志

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

4番	岩田	剛	8番	中坊	陽
----	----	---	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	中谷 誠
議会書記	西島 豊広	議会書記	平間 克則

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼地域創生推進室長事務取扱	後藤 崇文	理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一
理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一	理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	古川 篤
産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
同和・人権政策課長	野田 昌司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次
社会教育課長・ 図書館長兼務	高江 裕之	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成28年12月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

平成28年12月16日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第50号 井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第3 議案第51号 井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第52号 井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第53号 京都地方税機構規約の変更について
- 第6 議案第58号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第7 議案第59号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第8 議案第60号 平成28年度井手町一般会計補正予算（第5回）
- 第9 議案第61号 平成28年度井手町水道事業会計補正予算（第2回）
- 第10 議案第62号 平成28年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第11 議案第63号 財産取得について同意を求める件
- 第12 発議第4号 東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める意見書
- 第13 発議第5号 年金カット法の撤回を求める意見書
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

町長より、議案第58号として、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等
の一部を改正する条例制定の件、議案第59号として、職員の給与に関する
条例等の一部を改正する条例制定の件、議案第60号として、平成28年度
井手町一般会計補正予算（第5回）、議案第61号として、平成28年度井手
町水道事業会計補正予算（第2回）、議案第62号として、平成28年度井手
町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）、議案第63号として、財産取
得について同意を求める件が追加提案として提出されております。また、木
村武壽議員より、発議第4号、東日本大震災による避難者の住宅支援継続を
求める意見書、谷田 操議員より、発議第5号、年金カット法の撤回を求め
る意見書もあわせて提出されておりますので、皆さんのお手元に配付いたし
ました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願
います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、平成28
年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、岩田 剛
議員、8番、中坊 陽議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい
たします。

日程第2、議案第50号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件
を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 乾 税務課長。

税務課長（乾 浩朗）

（議案第50号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 12ページ、13ページの今説明のありました経過措置についてですけれども、今幾つか説明された変更の、どれがいつから施行される、どれがいつから施行されると、もう1回、変更点ごとに説明をお願いしたいというのが一つ。

それと、新旧対照表で16ページですけれども、法人住民税の法人税割の税率の引き下げが提案されていますけれども、これで税率が下がるということは、減収になると思うんです。どのくらいの減収を見込んでいるのか。

それと、住民税で減収するということは、それについての補填措置、どのように国は考えているのか。その補填措置について、必ず実施、実行される確証があるのかどうかということをお尋ねします。

それと、22ページ以降に軽自動車税のさまざまな変更点がありますが、新しい言葉で、環境性能割、種別割という言葉が出てきます。軽自動車税そのものがどのように変更されるのか、その環境性能割や種別割というのがどのようなものなのか、ご説明をお願いします。

続きまして、30ページに特定一般医薬品等に関する医療費控除についての変更点がありますけれども、そのご説明で、今、スイッチOTC医薬品という説明がありましたが、これ、具体的にはどういう医薬品を指すのか。我々が薬局へ買いに行って、風邪です、風邪薬を下さいといったような、そういう風邪薬等を買った場合の医療費についても税金の控除の対象になるということだと思っただけですけれども、どのような薬が含まれるのか。これによって、本来医者へ行って治療すべき、そういう疾病であるにもかかわらず、市販の薬を買う、間違った購入の仕方によって、かえって医療費がかかる、重症化して、かえって医療費を押し上げることにならないかということをお考えくださいけれども、その点はいかがですか。

それと、35ページ以下、特例適用利子および配当等に関する課税の特例というのがありますけれども、この特例適用利子等というのはどういうものを指すのか、ご説明をお願いいたします。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回改正いたします条文の関係の施行期日ということですが、まず、今回、改正の中に、国税に準じた延滞金の規定の改正というものがありますが、それにつきましても、平成29年1月1日となります。それと、軽自動車の関係ですが、軽自動車税の今までの軽自動車税を種別割という変更で改めるものということにつきましても、平成31年10月1日施行となります。そのほかに、今回、医療費控除の特例規定を設けましたが、それにつきましても平成30年1月1日施行となります。それと、軽自動車の環境性能割の実施は31年10月1日施行となりまして、今回、附則第20条の2に規定いたしました特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましても、29年1月1日の施行というふうになっております。

続きまして、今回、法人税割税率の3.7%が引き下げという改正になるんですが、その影響額につきましても、これ、あくまで概算ということになりますけども、平成27年度ベースで算出しましたところ、約860万程度の減額になるのではないかなというふうに見込んでおるところであります。

それと、軽自動車税に関する改正の中で、環境性能割と種別割ということの文言が出てきますけども、まず環境性能割につきましても、今回、地方税法の改正に伴いまして、消費税率10%引き上げの平成31年10月1日に自動車取得税が廃止される、これにかわる新たな税といたしまして、自動車による環境負荷の低減を図るために、軽自動車の環境性能に応じて課税されるものというものでありまして、課税客体といたしましては3輪以上の軽自動車、納税者は課税客体の車両の取得者というようなことになっております。

それと、環境性能割の課税標準につきましても、3輪以上の軽自動車の取得のために通常必要とする価格を算定した金額とするものでありまして、免税点は50万円と、これは現行の自動車取得税と同じ基準というふうになっております。

税率につきましても、乗用車におきましては、電気自動車や燃料電池車、プラグインハイブリッド車等の車両及び平成27年燃費基準を10%上回る

ものにつきましては、自家用車、営業車とも非課税、平成32年の燃費基準を達成したものにつきましては、自家用車が1%、営業車が0.5%、平成27年燃費基準を10%上回るものにつきましては、自家用車が2%で営業車が1%、これら以外のものにつきましては、自家用車、営業車とも2%となるものであります。また、貨物車におきましては、電気自動車や燃料電池車、プラグインハイブリッド車等と平成27年燃費基準を20%上回るものにつきましては、自家用車、営業車とも非課税、平成27年燃費基準を15%上回るものにつきましては、自家用車が1%で営業車が0.5%、平成27年燃費基準を10%上回るものにつきましては、自家用車が2%で営業車が1%、これら以外のものにつきましては、自家用車、営業車とも2%となるものであります。

あと、種別割という部分につきましては、現行の軽自動車税の車両区分に応じた課税というものになるというふうに、現行の軽自動車税というふうにご理解いただけたらと思っております。

続きまして、今回、スイッチOTC薬という言葉を使ってご説明させていただいたんですけども、先ほどもスイッチOTC薬ということで、要指導医薬品及び一般用の医薬品のうち医療用から転用された医薬品というお話をさせていただきました。具体的な薬、どのような対象になるのかというのは、全てを把握しているわけではありませんけども、一部といたしまして、確認できておるところでいいますと、例えば、コンタック鼻炎Zという鼻炎薬であるとか、ガスター10という胃腸薬であるとか、ダマリンLという水虫薬であるとか、ローカスタEXという血清高コレステロール改善薬とか、そういったものが対象というふうになるとなっております。

続きまして、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の概要につきましてはですけども、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の処置を講ずるために日台民間租税取決めが締結されたことを受けまして、台湾に所在する投資事業組合等を通じて得た利子、これを特例適用利子等といいまして、またその配当部分につきましては特例適用配当等というものになるわけですけども、これらに係る個人住民税につきましては、日台民間租税取決めが適用されることということになりますので、今まで源泉徴収を通じてしていた課税ができなくなるため、これらの利子や配当につきましては申告等に基づく課税を行うということになりましたので、町民税に

おきまして、原則として、申告分離課税によりその3%の税率を適用して課税するというような規定になったものであります。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

今回の税率の引き下げによる財源の補填ということでございますが、もともと地方法人税のあり方ということで、地方消費税率の引き上げにより、不交付団体の税源の超過額が拡大して、不交付団体との格差が出てくると、そういうことで、今回の分につきましても、交付税の原資化ということで、交付税措置により補填されることになっております。増額となるものでございます。

以上です。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 法人税割の問題ですけれども、860万円ぐらいの影響額を見込んでいるということで、交付税措置されるであろうということなんですけれども、そう言ったって、交付税に名札もついてませんし、必ずこれがそのとおり実施されるのかと。大体、消費税の引き上げについても、2回も延期をされて、消費税の増税分を財源に考えているものが延期になったり変更されたりしているわけです。だから、必ずしも当てにできるものなのかということがあります。

それと、軽自動車税についての確認ですけれども、いわゆる今までの町税だった軽自動車税は種別割ということで、全く変更はありませんと。しかし、環境性能割というのは、自動車取得税廃止に伴って新設されるということですから、これは国税ということなんですね。違うんですか。今までかかっていなかった軽自動車取得に関する税金がかかるということは、高い車は買えへんけど軽自動車を買って頑張っている庶民にとっては増税になると思うんですよ。この軽自動車の環境性能割というのはどこに入るお金ですか。もう1回説明をお願いしたいです。

それと、スイッチOTC医薬品というやつですけれども、さっき質問した

のは、それによって、本来医者に行かなあかんという疾病であるにもかかわらず、市販薬で済まそうというようなことになって、かえって重症化を招くというようなことは考えられませんかという話で、これは税務サイドにお尋ねすることではないかもしれませんが、医療関係の担当者にお答えいただけたらいいかなと思います。どうでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、軽自動車における環境性能割につきましては、現行の制度で説明させていただきますと、先ほども申しましたとおり、現行、自動車取得税というのは京都府の府税であります。これが消費税率の10%の引き上げに伴いまして廃止ということに今回なります。ですが、その廃止に伴って、今回新たに車両の環境性能に応じて課税するものということに改められるということになりまして、自動車税、一般的な普通の自動車の部分の環境性能割というのはありまして、それは京都府の税になると。軽自動車につきましては、この環境性能割という部分につきましては町の税収ということにはなってきます。その環境性能割の賦課徴収という形でいきますと、今回、環境性能割というのは町税の位置づけになったんですけども、当分の間は、自動車税の方の環境性能割の徴収の例によって京都府が行うということになりまして、一旦京都府で受けていただいたものをその納付月の翌月までに町に払い込まれるということになってくるというようなものであります。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 小川保健医療課長。

理事(小川淳一) 谷田 操議員のスイッチOTCの関係ですけども、医療費の影響につきましては、今のところ、私どもではわかりません。今後どういうふうな経過をたどるかは、また情報収集したいと思います。

議長(丸山久志) ほかに。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 軽自動車税の仕組みがもう一つよくわからないんですけど、種別割は今までの町に入っていた軽自動車税と額も一緒やと。そしたら、

環境性能割というのは、新たに課税されるということですよね。自動車取得税との引きかえやから、自動車取得税が下がってるのやから払ってもいいやないかという方もあるかしれませんが、やっぱりそのところは、その部分は、軽自動車にとっては増税になる、軽自動車を取得する人にとっては新たな課税ということになるんじゃないですか。ただ、消費税がどうなるかわかりませんし、こんなの、31年10月に上げられるとはとても思えないわけですが、軽自動車を保有する方にとっては、自動車取得税は一般の車両を取得する人にはなくなるのに、軽自動車を取得する人にだけ新たな税金がかかると。その分、町にとっては増収になるんですか。そこら辺がわからないです。

それと、今の医薬品の関係ですけど、井手町の医療費、高い高いと言われているわけです。それを引き下げるためには、皆さん健康になってもらうように予防的な施策を十分やっていかなあかんということがあるんですけども、この税額控除だけで医療に行かんと薬局で、市販薬に走るということになるかどうか、それはわかりませんが、しかし、やっぱり適切な医療を受けてもらうということであると、こういう誘導施策というのは問題があるかと思うんです。町長、今、一生懸命、担当者に指導されていたから、町長ご自身の口から説明、どういうお考えなのか、答弁していただいたらいいじゃないですか、担当者に指示されなくても。町長のお考えをお聞かせください。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 汐見町長。

町長(汐見明男) これは税条例の改正ですので、全く今言われていることは外れていると思います。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えいたします。

新たに環境性能割というふうな、町税におきましては新たな税ということになってきますけども、現行におきましても、軽自動車における自動車取得税というのは京都府の方で課税されておりますので、その現在京都府の方の税収になっておったものが、単純な話なんですけど、その分で軽自動車に係る分については町の方に収入がある、税収として上がってくるというような形の仕組みになるものであります。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 反対の立場で討論を行います。

ただいま議題になっております町税条例の一部を改正する条例ですが、法人税割の減収というものが、試算が860万円程度と、それは交付税措置されるというご説明でありましたが、国の方から必ず全額補填されるかというようなことは、将来のことでわからないということもあります。

それに、軽自動車税については、るるご説明ありましたが、一般の全ての自動車の取得税が廃止をされるときに軽自動車税だけは新たな環境性能割というのが課せられるということですから、やっぱり庶民の足である軽自動車にとっては負担がふえることになるのではないかと。

それと、特定一般医薬品についての医療費控除、これは税の問題だから関係ないとおっしゃいましたが、やっぱり課税というのは、これが政治なんです。フランス革命の三部会の昔から、税金をどうするか決めるのが政治であって、それを執行するのが行政でありまして、税金をどうするかというのは非常に住民の生活に大きく影響すること、それについて、これは税金の問題やから医療どうこうと関係ないなどと言わはるのは、やっぱり町長としては、住民の健康を守るという立場からすると見識が浅いのではないかと。というふうに思います。

特例適用利子等についての課税の変更は、二重課税を防ぐという点では適切なことではないかと思しますので、この点は反対いたしません、今のよう理由で、この町税条例の改正には反対をいたします。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、議案第50号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件

を採決します。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手多数であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第51号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 小川保健医療課長。

理事(小川淳一)

(議案第51号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第51号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第52号、井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（議案第52号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　　1ページですけれども、特別支援学校の建物というのはわかるんですけれども、2項にある上記（1）に附属する施設という、その支援学校に附属する施設というのはどういうものが考えられるのか、お示してください。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　古川建設課参事。

建設課参事（古川　篤）　　ただいまの谷田　操議員の質問にお答えいたします。

この支援学校に附属する施設として、今、京都府の方で考えているのが、例えばバスの車庫だとか自転車置き場、そういったものを附属施設として考えているということでございます。

議長（丸山久志）　　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第52号、井手町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第53号、京都地方税機構規約の変更についてを議題とし

ます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 乾 税務課長。

税務課長(乾 浩朗)

(議案第53号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 4ページ、5ページですが、構成団体の負担金の割合ですけれども、今までは市町村の負担金と全てなっていたのを、全構成団体に負担を求めるべき経費と全構成団体には負担を求めるべきでない経費とに分けて今回なるということですが、それは、どういうものは全部に負担を求め、どういうものは全団体には求めない、こういう団体にだけ求めるという何か特別なものが生じたのかどうか、お尋ねをします。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 乾 税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えします。

今回の京都地方税機構が行う新たな事務ということで、冒頭にも申し上げましたとおり、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税に関する申告書の受け付けということになってきますので、今現在、京都府税の部分、自動車取得税、自動車税という部分と、市町村税の部分の軽自動車税ということの業務というのが一体的に行うということになってきます。その中で、一体的に業務を行いますので、その全体的に係る経費につきましては全体の負担と。その中で、京都府と市町村の税の処理件数といいますか、その割合に応じ、業務が当然発生してきますので、それを事務量の割合に応じてそれぞれで負担するというような形のものになってくるものであります。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 全然意味がわからないんですけども、今度新しく共同化する軽自動車に関係する分は、下の方に台数割とか書いてあるから、その下の方の、全部の市町村、全構成団体には求めないというふうに当たるかと思うんですよ。せやけど、軽自動車の申請が1件もない市町村にはかからないかもしれませんが、その全部に求めるのは何、全部には求めないのは何ということを今聞いたつもりなんです。市町村民税に係る業務なら全部の市町村が移管しているので、それは全部にかかる経費というのではあるのかなと思うんですけど、国保税なんかだと、税機構の方に移管している市町村と移管してない市町村がありますから、そういうものについては2になるのかなと思ったりしたんですが、そうじゃないんですか。ご説明をもう1回お願いします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えします。

自動車の関係する税の負担割合の関係で言いますと、ほかの業務とは別で、今回、自動車に関係する税の業務というのが新たに発生してきますので、その分の経費ということ、その業務においた、その業務の必要な経費をそれぞれ事業量等で案分していくという形になってくるものであります。窓口を一本化することによって、京都府税の分と市町村税分が出てくるということになりますので、そのそれぞれの事業量の案分でそれを算出して負担を求めるという形のものになっているところであります。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） まだ余りはっきりわからへんんですけど、とにかくその2項ができたのは、自動車税の共同申請と受け付けが始まるから新しい項目ができたということで、それはわかるんです。

それで、職員の体制とかですけども、本町からも毎年1人行ってはおもうんです。それで、これ、新たな業務がふえるわけでしょう。税機構はまた派遣人員をふやすとか、そういうことを言ってるんですか。さっきも税金の集め方が政治そのものや、行政はそれを執行するのが仕事やという話をしましたけど、本町の税務課の職員さんというのも限られた人数でやっているわけです。税機構へ職員を町から誰か派遣すると、帰ってきても、その人は税

の仕事をするかどうかわからないわけですよ、また違うところへ行ってはる人もあるわけで。結局、税金の業務になれた人というのは、どんどん町の職員は縮小されていって、税機構に行って、帰ってきても税の方はやらへんということになったら、井手町で課税や徴税に当たる専門的な職員がどんどん減ってしまうんじゃないかと、非常にそれを心配してるんですけど、今回のこの事務がふえることで、税機構の職員の変化というのはあるんですか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の自動車関係税というか、その窓口を一本化にするという業務について、新たに市町村の方に派遣を求めることはないということで機構の方からは伺っております、今の段階では。ですので、当然その業務をするということには人員は必要にはなってきますけども、そこは臨時職員等とか、そういうのを機構の方で雇用されるとか、そういうことで対応されるということで伺っておりますので、これまで以上に市町村、構成団体の方からこの業務に係る新たな人員の負担というのは今のところないというふうに伺っております。

以上です。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) ただいま議題になっております京都地方税機構の規約の変更について、反対の立場で討論します。

税機構ができたときには、今まで町の方でなかなか手がつけられなかったような滞納の整理等をやるんだということで始まったわけですが、それがどんどんどんどん業務が拡大しまして、今度は申請の受け付けということですけども、課税の分野まで含めていこうという動きがあるわけです。そして、今回は一部の負担、一部の事務量がふえるだけで、職員をふやさないという

ことですが、全くふやさなかったら機構の職員はまた勤務強化ということになるわけで、そういうことを見過ごすわけにはいきませんし、それをどうやって解消するかといったら、臨時職員やと。税の分野というのはほんまにプライバシーの面も非常に高い分野ですし、何でもかんでもアウトソーシング、臨時でいいというようなことにはならないと思います。

これ以上、税機構の扱う分野をふやすということには、市町村の課税自主権侵害につながるという考えから反対をいたします。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、議案第53号、京都地方税機構規約の変更についてを採決します。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。11時10分まで。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第6、議案第58号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第58号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 4 ページですが、介護休暇の第 15 条の変更で、これまで対象となっていた人、配偶者等、その者が日常生活を営むのに支障がある者の介護をするためとなっていたものに要介護者という言葉が加わりますけれども、この要介護者の定義をお願いします。介護度によって介護休暇をとれたりとれなかったりするということが起こるのか、要支援というふうに認定されているような人、あるいは、介護度そのものは出てないけれども、今まで日常生活を営むのに支障があるということで認められていた人が、今回、この要介護者という規定が入るために除外されるというような例が考えられないか、定義をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

要介護者という定義につきましては、現在、法律が 12 月の初めに変わったところでございまして、実は詳しくは私どもも情報はまだ得ていない状況でございます。これはあくまでもご家族などで介護を要するというふうなことのくくりだということで今のところは把握しておるんですけども、もう少し国の規則なりの情報が入り次第、それに準じて定めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 賛成の立場で討論します。

ただいま議題になっています職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正条例の件ですが、内容については、介護離職等を生まないように、介護休暇の変更や介護時間の新設など評価できる面があると思っておりますが、質問いたしましたように、認知症等の方については要介護度が非常に低く出る、四肢の機能が十分であれば、なかなか要介護というふうに認定されないという

ような場合もありますので、日常生活を営むのに支障があるという方については適用されるように十分なお配慮をお願いして、賛成をいたします。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これより、議案第58号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第59号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第59号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 職員の扶養手当の件で質問させていただきますが、ページ数で言いますと16ページから17ページにかけてですけれども、この扶養手当の変更について、移行措置があると思うんですけれども、まず現行、扶養手当が年齢や配偶者等どうなっていて、それが来年度、また再来年度、どういうふうになるのか、もう一度ご説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

扶養手当の額の現行、来年度、それ以降ということのご質問かと思えます。

まず現行、配偶者1万3,000円でございますが、29年度につきましては1万円、30年度以降には6,500円になるものでございます。

子でございますけれども、子につきましては、現行、配偶者がいる場合ということで6,500円、29年度は配偶者がいる場合で8,000円、30年度は配偶者の有無は関係ございませんので1万円になるということでございます。それと、子の関係で配偶者がいない場合、現行でいきますと1万1,000円、29年度はいない場合は1万円、30年度は関係ございませんので、先ほどの1万円になるということでございます。

続きまして、父母等、子、配偶者以外の扶養手当の額でございますが、配偶者がいる場合については現行6,500円、29年度も6,500円、30年度も6,500円で同額でございます。配偶者がいない場合の父母等につきましては、現行が1万1,000円、29年度は9,000円、30年度は配偶者がいる、いない関係ございませんので、先ほどと同様6,500円になるということでございます。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田です。

この条例は、職員の給与に関する条例等の一部改正条例制定となっておりますが、その中に、常勤の特別職、町三役と議員の分も一緒に提案されています。職員のベースアップや手当については人事院勧告どおり実施するということが当然のことだと思っておりますが、特別職や議員については、既に期末手当については、三役は20%、議員は15%、最初から割り増しがありまして、それに掛ける率ということになっておりますし、生活給である職員の手当等の引き上げに連動させる必要はないというふうに考えますが、主に職員の手当は確保が必要ですので、賛成をいたします。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) これですべての討論を終わります。

これより、議案第59号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第60号、平成28年度井手町一般会計補正予算(第5回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第60号を朗読説明)

議長(丸山久志) これですべての提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 17ページですけれども、土木費の住宅管理費のところですけど、ほかの費目はみんな若干の職員の給与費の増減程度なんですけれども、ここは社会保険の減額が大きくて、54万円も減になっているんです。社会保険を適用されているのは臨時職員さん等であると思いますけれども、住宅管理の分野で臨職さん等の減員とか、そういうことがあったんでしょうか。ご説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

住宅管理のいわゆる社会保険のところなんですけれども、こちらにつきましては、本来必要ということで見込んでおりました職員、臨時、非常勤の職員ですけれども、その方が必要がない、不要になったというふうなことによ

りまして、私どもが掛ける負担金として不要ということで余っておるというふうなことでなっております。かかる必要がない非常勤職員であるということです。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第60号、平成28年度井手町一般会計補正予算（第5回）を採決します。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第61号、平成28年度井手町水道事業会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（議案第61号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 14ページですけれども、上玉川橋のかけかえそのものは府道ですので府がやるということで、そのうちの橋台添架負担金というのが水道の事業で提案されているんですが、その水道の水管橋を移動させるということについても既に予算で提案されていたと思うんですけれども、これ

がさらに追加で必要な理由。

それと、その上の石綿管の布設がえの設計というのは、この上玉川橋のかけかえ等にかかわるものだけなのか、全町的にまだ残っている部分があるから、それ全部をやる業務ということか、上玉川橋と関係あるのかないのか、お願いします。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) ただいまのご質問でございます。

1点目の上玉川橋橋梁工事に係ります橋台添架の負担金のご質問でございますけれども、これにつきましては、京都府の現在施工されております左岸側の橋台の施工部について、本町の水管橋を添架するために橋台部分を拡幅していただいて添架させていただくということになっておりまして、この工事増加分の負担金を今回補正させていただいたということでございます。

それから、2点目の石綿管の関係の修正設計業務の経費でございますけれども、本年、上玉川橋関連で仮設工事を行いました。来年度、水管橋の本設工事の予算を予定しておりますけれども、水管橋に接続いたします管渠は現在、石綿管ということになっておりまして、この際、石綿管を布設がえしたいということで思っております。ただ、この石綿管につきましては、平成23年度に既に布設がえの設計を完了しておりまして、今回、水管橋の設置位置が橋台拡幅に伴って確定をいたしましたので、法線が決まりましたので、それに伴います管割等の一部の修正と管材の修正を考えておりまして、その費用を計上したところでございます。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第61号、平成28年度井手町水道事業会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第62号、平成28年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 森田上下水道課参事。

上下水道課参事(森田 肇)

(議案第62号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第62号、平成28年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第63号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第63号を朗読説明)

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　　本町のセキュリティーの状況ですけれども、マイナンバー導入のときにもいろいろ質問しましたら、サーバーが外部とはきちんと物理的に切断されているという説明であったと思うんです。今の説明やと、切断するためという言葉がありましたけれども、それは今までのものとどう変わるんですか。今までのものは、やっぱり不十分だったということなんですか。

それと、随意契約になっていますが、1,400万を超える取引ですね。これ、なぜ随意契約なんですか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　　谷田　操議員のご質問にお答えいたします。

今回のセキュリティーに対する強靱化についてであります。こちらの方は、平成27年12月25日に、新たな自治体セキュリティーの対策、抜本的強化についてということで、総務大臣の方から、マイナンバー利用事務系では端末から情報の持ち出し不可設定等を図り、住民情報の流出を徹底して防止すること、また、マイナンバーによる情報連携に活用されるL G W A N環境のセキュリティー確保に資するため、L G W A N接続系とインターネット接続系を分割すること、三つ目に、都道府県と市町村とが協力して自治体情報セキュリティークラウドを構築し、高度な情報セキュリティーを構築することという、以上の3層から成る対策を講じることという通達が出ましたので、今回、マイナンバー導入に際しまして、本町でもセキュリティーの強靱化を図っていくものでございます。

次に、なぜ随意契約かというご質問でございますが、セキュリティーの強靱化という性質上、使用する機器類やソフトウェアの仕様を公開することは、外部からの不正アクセスを防止するための手法や、不正P C、U S Bメモリーなどを遮断するための手法といった重要な情報が容易に推測され、脆弱性を招くおそれがございます。また、ハードウェアやソフトウェアに脆弱性が見つかった場合、その都度、各社からセキュリティーパッチ等が発表されて

おりますが、利用しているハードウェアやソフトウェアを公表している場合は、ゼロアタックと言われる、公表される前に行われる攻撃の標的にされる可能性が高まるため、情報開示を最小限にする必要があったためでございます。

さらに、本町では、住基ネットや情報系システムのネットワーク、またサーバー類の保守、セキュリティー対策など、情報システム全般の維持管理を京都電子計算株式会社に委託しておりますが、同社は、本庁内をはじめ、各出先のネットワーク構成やセキュリティーシステム等についても精通されていることに加え、今回、情報セキュリティー強靱化への対応は現在運用している情報システムを改修して行うことから、現在の維持管理業務と密接不可分な業務となること、さらに、入札の実施により新たな業者が参入した場合、情報システムの改修に伴うふぐあいの発生や運用後の情報漏えいなど、重大な事故が発生した際の責任の所在が不明確になることから、1社の随契としたところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） お答えいただけてない部分があるんですけども、国が3層の強化対策を打ち出した、だからそれにあわせて強化する、それはわかるんですけど、その中に、外部との遮断ということが入ってましたよね。それは、前、マイナンバー等で質問したときには、本町の基幹システムはインターネット等で外部とつながることはありません、物理的に切断されていますという説明だったんです。でも、それも今回の強化策の中の一つに入っているでしょう。だから、それは本当にできていたんですか、今回新たに切り離すんですかということを知っているんです。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

谷田議員おっしゃるとおり、従来までは本町の基幹業務システムについては遮断されておりましたが、今回、マイナンバー業務によりまして、L G W A Nを使用することになります。本町では従来、情報系とL G W A N系の回線をハブというものをかましながら、その都度使い分けておったんですが、

マイナンバー事務をLGWANで使用することから、LGWANとインターネット系を分離するという指針が出ましたので、今回、それにあわせてその部分を分離するものでございます。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第63号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第63号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第63号は同意することに決定しました。

次に、日程第12、発議第4号、東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める意見書を議題とします。

発議第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。

朗読をもちまして、東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める意見書を提出します。

発議第4号、提出者、井手町議会議員、木村武壽。賛成者、井手町議会議員、岩田 剛。

東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める意見書。

東日本大震災から5年9カ月が経過した。

政府の原子力緊急事態宣言はいまだ解除されておらず、十分な復興には、まだまだ時間がかかると思われる。現地の一日も早い復興と長期避難されて

いるすべての皆さんの早期の生活再建に取り組まなければならない。

そのような中、国と福島県は、平成29年3月末をもって、区域外への自主避難者に対する住宅の無償提供を終了させる方針を示した。

京都府では、国及び福島県の方針を踏まえた上で、独自に府営住宅などの無償提供を入居日から6年間、実施しているところであり、昨年8月に京都府・京都市が共同で、避難者205世帯を対象に実施した住居意向調査では、半数以上の方が京都での居住継続を希望するとの結果であった。

については、国におかれては、避難者の生活の基盤となる住宅への支援について、次の事項について強く要望する。

1 東日本大震災による自主避難者の実態調査を行った上で、地方自治体が必要と判断した経過的住宅支援の継続等、自由裁量で活用できる交付金等の財政措置を講じること。

2 「子ども・被災者支援法」に基づく住宅支援制度の構築を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日。

京都府綴喜郡井手町議会。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、伊達忠一様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

財務大臣、麻生太郎様。

総務大臣、高市早苗様。

厚生労働大臣、塩崎恭久様。

国土交通大臣、石井啓一様。

内閣官房長官、菅 義偉様。

地方創生担当大臣、山本幸三様。

以上です。

議長（丸山久志） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、発議第4号、東日本大震災による避難者の住宅支援継続を求める意見書を採決します。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第5号、年金カット法の撤回を求める意見書を議題とします。

発議第5号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田 操です。

それでは、年金カット法の撤回を求める意見書を提案させていただきます。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための法律、いわゆる年金カット法が12月14日に強行されました。安倍首相は答弁の中で、基礎年金で生活を賄うことは厳しいと、みずからの年金政策の行き詰まりを認めながら、一方で、何時間審議しても同じなどと、国会や民意を無視する姿勢をあらわにし、審議不十分なまま採決を行ったことは許されるものではありません。

この法律の中身は、1番として、物価が上がっても現役世代の賃金が下がればマイナス改定をする賃金マイナススライドで、ただでさえ低い年金をさらに際限なく引き下げる。2番目として、年金抑制のマクロ経済スライド、既に実施されているものですが、その未実施分を翌年以降に繰り越して実施する、いわゆるキャリーオーバー制度の導入で、ただでさえ弱い最低保障機能をさらに弱める。3番目に、年金を削減する一方で、積み増した積立金を株価維持のために注ぎ込み、危険にさらすものという特徴があります。

今回の年金カットのシステムはそのまま将来世代に引き継がれるものであり、将来世代の年金の維持、確保のためという政府の説明は破綻しています。まさに年金カット法です。この20年間、年金は下がり続けており、今こそ

減らない年金への改革に踏み出し、年金額を引き上げることこそ目指すべきです。必要な財源は消費税に頼らず、応能負担の原則に立った税制改革で確保すべきものです。

よって、政府に対して、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための法律は撤回するように強く求めるものであります。

とにかく下げるといふ、こういうやり方では、将来、消費税をもし10%に引き上げた場合に、物価は上がるのに年金は下がるということが現実のものとして起こる可能性があります。こういう年金カットの法律は撤回しかないということで、議員諸氏のご賛同をお願いいたします。

議長（丸山久志）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、発議第5号、年金カット法の撤回を求める意見書を採決します。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　挙手少数です。したがって、発議第5号は否決されました。

日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志）　異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議

規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これもちまして本日の会議を閉じ、平成28年12月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 0時18分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 岩 田 剛

署名議員 中 坊 陽